

東海北陸自動車道 維持修繕業務 植栽管理(草刈S作業)

路肩規制員 熱中症について

- 1.発生日時 : 平成28年7月11日(月) 9時20分頃
- 2.発生場所 : 上り線 高鷲IC～白鳥IC間 (83.4～82.1KP)
- 3.事故内容 : 路肩規制による草刈り作業において、規制員が気分不良を訴えたため休憩措置を取り、社有車で病院へ搬送したもの。意識明瞭であったため、救急搬送不要と判断した。
規制交代要員を配備して、作業は継続。
警備員: [REDACTED]

4.時系列

- 09:20 現場から事業所へ第1報
草刈り作業の路肩規制員が、規制設置完了時に体調不良を訴えた旨 電話受信。
速やかに休憩するよう指示。
- 09:30 意識もしっかりしており、体温も上昇なし(作業前と同等)で、救急搬送不要と判断。
- 09:30 社有車での搬送、[REDACTED]「[REDACTED]病院」への受診を指示
- 09:35 Nexco [REDACTED] (保)及びメンテ本社 あて、第1報報告
- 09:47 Nexco [REDACTED] (保)企画課長から、現状確認の上、『Nexco [REDACTED] 報告』する旨連絡あり。
- 10:00 搬送用車両現着、搬送。
- 10:25 病院到着、受診開始。(症状等に異常は見られず。)
- 10:35 診察～(11:10 点滴)開始 (点滴後に診断結果の確認予定)
- 13:20 点滴投与終了
- 13:45 診断結果判明『熱中症』(同日と、体調復すまでの安静を指示)
- 13:50 社有車にて自宅へ向けて出発。(運転手付) ※明日は、自宅療養。=当事者本人に通知。
- 16:00 [REDACTED]労働基準監督署長へ、メンテ所長より報告。「労災申請も検討中・・・」の報告。

東海北陸自動車道 維持修繕業務 植栽管理(草刈S作業) 路肩規制員 熱中症について

6.熱中症対策チェックリスト

体調不良発生時の『WBGT値』・把握していなかった。
朝礼時のチェック項目『体調、飲酒、朝食、就寝等』の状況は、下記のとおりで、「全て“良”＝異常なし」を確認。

午前9時ころ 近傍での“気象状況”(驚見データ:9:20 気温=26.5℃)

熱中症対策チェックリスト

作業所 作業名 確認者(責任者)

平成28年 7 月 11 日

氏名	朝礼時チェック項目				体温 ①	昼食後 体温 ②	休憩時間												
	か風邪 気味で わない	か前日 の飲酒 量が多	朝食を 摂った か	寝不足 ではない か			WBGT値	WBGT値	WBGT値	WBGT値	WBGT値	WBGT値							
	良・否	良・否	良・否	良・否	26.3℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	26.4℃	26.6℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	26.5℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	36.2℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													
	良・否	良・否	良・否	良・否	℃	℃													

体調不良申請時の体温

注1:飲料水の種類、A:スポーツ飲料・B:お茶・C:その他
 注2:量はccとし、お茶を約200cc休憩時に飲んだらB200と記入してください。
 注3:上記チェックリストはWBGT値が28～31℃の警戒レベルに実施するものとし、1時間に1度は水分補給/塩飴を舐める等の対策を実施すること。
 注4:WBGT値が31℃以上の危険レベルの場合は、強制的に30～1時間に1回は休憩をとり、責任者は作業員の体調により作業中止の判断をする。
 注5:体温について、午後の作業開始前体温が朝礼時体温の1℃以上の場合は作業中止とする。

現場の責任者の方は休憩時間(昼休みも含む)に作業員の体調確認も行って、この用紙に記入して夕方提出願います。



◆再発防止に向けて

更なる体調管理(不良・不調者)の申告の徹底と発見のための声掛けの徹底
体調不良・不調者発生時の現場対応の徹底 ⇒ 救急車要請の徹底

『体調不良者発見・発生時対応マニュアル(案)』……更なる徹底

- 【朝礼時】 ①朝礼参加者は、朝礼中・ラジオ体操の様子を見ながら、体調不良者の発見に努める。様子がおかしい者を発見した場合は、声をかけ体調の確認を行う。
②体調が悪い者は作業から外す。
③体調によっては、病院へ搬送するか救急車を手要請する。
- 【ミーティング時】 ①作業責任者は、必ず全作業員の体調の確認を行い、体調不良者は作業から外す。
(熱中症対策期間は熱中症チェックシートに従い体温の測定等を行い記入する。)
②自分で体調が悪いと感じた者は、自ら申し出て作業から外れる。我慢や躊躇をしない。
③作業員の人数に変更があった場合は、作業分担等の見直しを行い、ミーティングをやり直す。
(作業人数が不足、作業の実施が困難だと判断した場合は、作業を中止する。)
④体調によっては、病院へ搬送するか救急車を要請する。
- 【作業中】 ①現場責任者は、常に作業員の体調・安全に注意を払い、様子がおかしいと思われる者を発見した場合は直ちに、本人に確認を行う。
(熱中症対策期間は適宜、休憩・水分等の補給を行うと共に、体温測定を行い熱中症チェックシートに記入する。)
②体調不良者が発生した場合は、直ちに救急車を依頼する。
(ケガ等の外傷の場合は、けがの程度により判断する。)
- 【報告】 上記が発生した場合は、速やかにメンテ担当者及びメンテ事務所へ報告する。
(救急車を要請する場合は、救急車要請後の報告が良い。)